栗東市危機管理センター研修室　貸出・使用上の注意事項

●栗東市危機管理センターの設置及び管理に関する条例および栗東市危機管理センターの設置及び管理に関する条例施行規則に基づき、栗東市危機管理センター（以下「センター」という。）の２階防災研修室及び３階大研修室（１）（２）を貸し出します。

**《貸出できない事業》**

・会社、商店などの商品の直接販売および商品の展示、試供等を実施する事業

　・個人授業、塾経営者がおこなう事業

　・政党又は政治団体（政治資金規正法第3条）が政党員又は会員のみを対象に行う事業

　・一般団体が入場料、参加費等を徴収する事業

　・労働組合員、住民運動団体員のみを対象に行う事業

　・宗教団体が行う事業

　・ダンスなどセンター床面に振動や映像音響機器に影響を与える事業

　・その他センターの管理上支障があると認められる事業

**《許可申請》**

○貸し出しを希望される場合は、使用許可申請をおこない許可を得てください。

**《市による許可の取り消し》**

○センターの設置主旨に基づき、災害の発生が予見される時及び災害が発生した時は、この

許可を取り消しますので、ご承知ください。

**《使用料及び冷暖房料》**

○貸出には、**使用料**および冷暖房機器を使用される場合は**冷暖房料**を申し受けます。

○使用料は、許可申請時に市納付書にて納入ください。

○使用者の都合により使用を取り消された場合、既納の使用料は還付しません。

　○市の都合により許可を取り消した場合は、還付申請及び還付請求書の提出により、使用料及び冷暖房料を還付します。

**《使用料及び冷暖房料の免除》**

○市長が特に必要と認める団体（要領別表１の団体で、市民への防災・減災意識の高揚に資する活動で入場料・参加費を徴収しない事業に限る。）

○栗東市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則の規定による団体等

①市、教育委員会その他執行機関及び市議会並びに地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関およびそれに準ずる機関）

②栗東市補助金等交付規則の規定により団体の運営補助金の交付を受け、かつ全市的に組織及び活動している団体。なお、防災・減災活動以外の目的で利用される場合は、冷暖房料は免除対象外。

**《禁止事項》**

　○使用者は、センターの施設および設備に変更を加え、又は特別の設備を設置しないこと。

ただし、あらかじめ所定の許可申請をおこない許可を受けた場合はこの限りでない。

　○センター研修室には、映像音響機器があるため、振動や衝撃など映像音響機器に影響を与える行為

および飲食等は禁止します。

　○物品の販売、営業活動は禁止します。

**【貸出日および時間】**

・貸出日：　日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、

12月29日から1月3日までを除くセンター開館日

・貸出時間：　午前9時00分から午後5時00分まで

**【貸出申請の時期及び時間】**

1. 防災その他危機管理に資するものとして市長が認める事業

　　使用する日の３月前の日の属する月の初日から使用する日の１０日前まで

　　（例：８月３０日使用の場合、５月１日から８月２０日までが申請期間）

1. その他の場合

　　使用する日１月前の日の属する月の初日から使用する日の１０日前まで

　　　　　（例：８月３０日使用の場合、７月１日から８月２０日までが申請期間）

1. 申請時間：センター開館日の午前9時00分から午後5時00分まで

**○使用料および冷暖房料は次のとおりです**。

**《使用料》**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 午前９時～午後１時 | 午後１時～午後５時 | 午前９時～午後５時 |
| 午前 | 午後 | 午前午後 |
| 大研修室（１・２） | | ８，０００円 | ８，０００円 | １６，０００円 |
|  | （１時間当たり） | ２，０００円 | ２，０００円 | ２，０００円 |
| 大研修室（１） | | ４，０００円 | ４，０００円 | ８，０００円 |
|  | （１時間当たり） | １，０００円 | １，０００円 | １，０００円 |
| 大研修室（２） | | ４，０００円 | ４，０００円 | ８，０００円 |
|  | （１時間当たり） | １，０００円 | １，０００円 | １，０００円 |
| 防災研修室 | | ２，０００円 | ２，０００円 | ４，０００円 |
|  | （１時間当たり） | ５００円 | ５００円 | ５００円 |

**《冷暖房設備を使用した場合の加算額》上の《使用料》に5割加算した額**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 午前９時～午後１時 | 午後１時～午後５時 | 午前９時～午後５時 |
| 午前 | 午後 | 午前午後 |
| 大研修室（１・２） | | １２，０００円 | １２，０００円 | ２４，０００円 |
|  | （１時間当たり） | ３，０００円 | ３，０００円 | ３，０００円 |
| 大研修室（１） | | ６，０００円 | ６，０００円 | １２，０００円 |
|  | （１時間当たり） | １，５００円 | １，５００円 | １，５００円 |
| 大研修室（２） | | ６，０００円 | ６，０００円 | １２，０００円 |
|  | （１時間当たり） | １，５００円 | １，５００円 | １，５００円 |
| 防災研修室 | | ３，０００円 | ３，０００円 | ６，０００円 |
|  | （１時間当たり） | ７５０円 | ７５０円 | ７５０円 |

**《加算額》**

**１．冷暖房設備を使用した場合は、冷暖房料として使用料に５割を加算した額とします。**

　　　例）大研修室を午前（9時から13時）の4時間使用し、冷暖房設備を利用した場合

　　　　　使用料8,000円＋加算4,000円＝12,000円

**２．使用者が市外居住者の場合は、使用料に10割を加算した額とします。**

　　　例）大研修室を午前（9時から13時）の4時間使用した場合

　　　　　使用料8,000円＋加算8,000円＝16,000円

**３．使用者が市内民間事業者の場合は、使用料に10割を加算した額とします。**

例）大研修室を午前（9時から13時）の4時間使用した場合

　　　　　使用料8,000円＋加算8,000円＝16,000円

**４．使用者が市外の民間事業者の場合で、冷暖房設備を使用した場合は、民間事業者加算、**

**冷暖房加算を加算した額となります。**

　例）大研修室を午前（9時から13時）の4時間使用した場合

　　　　　使用料8,000円＋加算8,000円＋加算4,000円＝20,000円